

新運整第 469 号
令和 5 年 10 月 16 日

自動車運送事業者 各位

北陸信越運輸局新潟運輸支局長



事業用自動車事故調査報告書の公表について

標記について、自動車技術安全部長から別紙（令和 5 年 10 月 4 日付け北信技保第 90 号）のとおり、事業用自動車事故調査報告書の公表についての通知がありました。

つきましては、本報告書を御社の運行管理者や運転者への指導教育に活用し、より一層の安全運行に努めていただけるよう、よろしくお願いいたします。



北信技保第90号
令和5年10月4日

管内各運輸支局長 殿

自動車技術安全部長
(公印省略)

事業用自動車事故調査報告書の公表について

標記について、自動車局安全政策課長から別紙写し（令和5年9月29日付け国自安第76号の3）のとおり通達があったので了知願います。

本報告書を踏まえ、運行管理の重要性について改めて意識したうえで、事業者に対し指導をお願いします。

また、事業用自動車事故調査報告書については、下記の事業用自動車事故調査委員会のホームページからも確認できますので、貴支局管内の関係事業者等に対して案内願います。

記

- 1 事業用自動車事故調査委員会のホームページ

<https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/jikochousa/report1.html>



令和5年9月29日
自動車局安全政策課

事業用自動車事故調査委員会の調査報告書の公表について

今般、下記の調査事案について、報告書が議決されたことを受け、当該報告書を公表いたしますのでお知らせします。

記

- 重要調査対象事故
・大型トラックの追突事故（山梨県甲州市）

※対象事故について

重要調査：特別重要調査対象事故以外の事故であって、事故調査委員会による要因分析及び再発防止策の提言が必要なもの

（参考）

特別重要調査：社会的影響が大きく、事故調査委員会による特別な調査、要因分析及び再発防止策の提言が必要なもの

※過去の報告書は、以下の国土交通省ホームページをご覧ください。

<https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/jikochousa/report1.html>

【お問い合わせ先】

自動車局安全政策課 池田、遠藤

TEL 03-5253-8111（内線 41623）

03-5253-8566（直通）

大型トラックの追突事故（山梨県甲州市）

【事故概要】

- 日時：令和3年7月14日 21時22分頃
- 概要：大型トラックが中央自動車道の第1通行帯を走行中、**渋滞で停止中の車列に追突した**ことにより、計5台の車両が関係する多重追突事故が発生。**この事故により車列最後の乗用車の運転者及び同乗者の計2名が死亡し、同乗者1名が重傷、その他車両の運転者2名が軽傷を負った。**

【原因】

- 運転者
 - ・ **自らの判断で運行計画を変更。**
 - ・ 家庭の事情による心理的ストレスから考え事をしながら運転を継続し、前方の安全に対する集中力が低下。
 - ・ **渋滞情報及び最高速度規制（50km/h）の表示に気付かず約75km/hで走行。**
- 事業者・運行管理者
 - ・ 早朝・深夜においては、**点呼と称して運転者から携帯電話によるメッセージの送信のみ。**
 - ・ **運転者任せの運行計画変更による拘束時間の超過、休息期間の不足等の発生を黙認。**
 - ・ 運転者の心理的ストレスが安全運行に影響を及ぼすことについての認識不足。

【再発防止策】

- 適切な運行管理
 - ・ 運行の安全を確認する**点呼は原則対面**で確実に実施。
 - ・ **改善基準告示を遵守した乗務割及び運行計画を作成し、変更を運転者任せにしない。**
- 適切な指導監督
 - ・ **考え事や疲労の蓄積は運転に対する集中力の低下**となり、事故に直結することを理解させる。
 - ・ 風通しの良い職場環境の醸成と、運転者に対する積極的な**ストレスマネジメントの支援。**



点呼で運行の安全を確認
疲労を感じたら休憩を取る
ことを指示



渋滞情報、速度標識を確実に確認